令和２年１１月１０日

報道各位

定款並びに業務規程及び受託契約準則の一部変更に係る認可について

定款の一部変更（令和 2 年 10 月 8 日開催第 57 回 臨時総会決議）並びに業務規程及び受託契約準則の一部変更（令和 2 年 9 月 24 日開催第 282 回 定例理事会決議）につきましては、農林水産大臣に認可申請しておりましたところ、令和 2 年 11 月 10 日付けで別添のとおり認可を受けましたことをご報告申し上げます。

以上

農林水産省指令２食産第３６３７号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目１０番１４号
大阪堂島商品取引所
理事長　岡本　安明

令和２年１０月９日付け２堂島商取発第１２０号をもって認可申請のあった定款の変更については、商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第１５５条第１項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和２年１１月１０日

農林水産大臣　野上 浩太郎

定 款 変 更 理 由 書

1　変更の趣旨

水産物市場（冷凍えび）及び農産物・飼料指数市場（国際穀物等指数及びコーヒー指数）については、現在立会を休止しているところ、今後の立会再開や取引の活性化が見込めないことから、当該商品市場を閉鎖する。

また、商品市場の閉鎖に伴い、上場商品構成物品から砂糖のうち精糖を削除し、粗糖オプション取引の廃止に係る条項の整理を行う。

2　主な変更内容

・商品市場の閉鎖等　　第３条、第７条、第９条及び第53条

3　施行時期等

農林水産大臣の認可の日とする。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由により、先述の日に施行することが不適当な場合は、理事会が定める日を新たに施行する日とする。この場合、施行に際し必要な事項は、理事会が定める。

以　上

定款変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　更

（商品市場・上場商品等）

第３条　本所が開設する商品市場は、農産物市場及び砂糖市場とする。

２　本所の上場商品及び上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）は、次のとおりとする。

上場商品	上場商品構成物品
農産物	大豆、小豆、とうもろこし及び米穀
（削る）	（削る）
砂　糖	粗糖

（削る）

３　本所の商品市場において行う取引は、次に掲げる取引とする。

⑴　先物取引

現物先物取引

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引

（削る）

現　行

（商品市場・上場商品等）

第３条　本所が開設する商品市場は、農産物市場、水産物市場、砂糖市場及び農産物・飼料指数市場とする。

２　本所の上場商品及び上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）並びに上場商品指数、取引する商品指数及び商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）は、次のとおりとする。

上場商品	上場商品構成物品
農産物	大豆、小豆、とうもろこし及び米穀
水産物	冷凍えび
砂　糖	精糖及び粗糖

上場商品指数	取引する商品指数	上場商品指数対象物品
農産物・飼料指数	国際穀物等指数	とうもろこし及び大豆ミール
	コーヒー指数	アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆

３　本所の商品市場において行う取引は、次に掲げる取引とする。

⑴　先物取引

イ　現物先物取引

当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引

ロ　指数先物取引

当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定数値」

定款変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（削る）	という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引 ハ　オプション取引 当事者の一方の意思表示により当事者間において現物先物取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
⑵　（略）	⑵　（略）
4　（略）	4　（略）
（会員たる資格） 第７条　本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。 ⑴　上場商品構成物品等（上場商品構成物品及び上場商品ごとに次に掲げるものをいう。以下同じ。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体	（会員たる資格） 第７条　本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。 ⑴　上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品（以下「上場商品構成物品等」（上場商品又は上場商品指数ごとに次に掲げるものを含む。）という。以下この条、第25条第２項第１号及び第115条第１項第１号において同じ。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体
イ　（略）	イ　（略）
（削る）	ロ　水産物については、えび、たこ、いか、はまち、まぐろ、さけ、うなぎ、かき、こんぶ、のり等の魚介及び海藻
ロ　砂糖については、精糖、菓子、キャンデー類、コーヒー、ココア及び加糖飲料	ハ　砂糖については、菓子、キャンデー類、コーヒー、ココア及び加糖飲料

定款変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（削る）	ニ　農産物・飼料指数については、イ（馬鈴しょ及び甘しょを除く。）及びハに掲げるもの並びに飼料、肥料、コーンスターチ、コーングリッツ、食品油脂、異性化糖、酒類、餅、畜産物（家畜を含む。）及び水産物
⑵～⑹　（略）	⑵～⑹　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（資産上の要件） 第９条　会員の純資産額（定額会費の負担について会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の保証を受けている者にあっては、当該親会社の純資産額）の最低額は、次のとおりとする。	（資産上の要件） 第９条　会員の純資産額（定額会費の負担について会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の保証を受けている者にあっては、当該親会社の純資産額）の最低額は、次のとおりとする。ただし、農産物市場及び農産物・指数市場の双方の会員については700万円とし、その他の商品市場及び他の商品取引所の会員等を兼ねる者については、その加入する他の商品取引所ごとに200万円を加えた額とする。
⑴　農産物市場　500万円	⑴　農産物市場　500万円
（削る）	⑵　水産物市場　200万円
⑵　砂糖市場　200万円	⑶　砂糖市場　200万円
（削る）	⑷　農産物・飼料指数市場　500万円
２～９　（略）	２～９　（略）
（受託会員の定数） 第53条　受託会員の数の最高限度は、次のとおりとする。	（受託会員の定数） 第53条　受託会員の数の最高限度は、次のとおりとする。
⑴　農産物市場　65名	⑴　農産物市場　65名
（削る）	⑵　水産物市場　60名
⑵　砂糖市場　60名	⑶　砂糖市場　60名

定款変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（削る）	⑷　農産物・飼料指数市場　　60名
附則 １　令和２年10月８日開催の総会において決議された第３条（商品市場・上場商品等）、第７条（会員たる資格）、第９条（資産上の要件）及び第53条（受託会員の定数）の変更は、農林水産大臣の認可の日（令和２年11月10日）から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、当該日以降の理事会が定める日に施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、理事会が定める。	（新設）

農林水産省指令２食産第３６３６号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目１０番１４号
大阪堂島商品取引所
理事長　岡本　安明

令和２年１０月９日付け２堂島商取発第１２１号をもって認可申請のあった業務規程及び受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第１５６条第１項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和２年１１月１０日

農林水産大臣　野上 浩太郎

業務規程及び受託契約準則変更理由書

1　変更の趣旨

水産物市場（冷凍えび）及び農産物・飼料指数市場（国際穀物等指数及びコーヒー指数）の閉鎖に伴う定款変更との整合及び分別（NON-GMO）大豆、精糖、粗糖オプションの各取引の廃止のため、業務規程及び受託契約準則においても所要の変更を行う。

2　変更の内容

【業務規程】

・商品市場の閉鎖及び取引の廃止

第１条、第３条、第６条、第７条、第８条、第９条、第22条、第43条、第58条、第64条、第186条の変更、第10条から第18条まで、第26条から第38条まで、第45条から第57条まで、第89条から第102条まで及び第137条から第153条までの削除、第２章、第３章及び第４章における各節の節名、第５章第５節、第６節、第８節並びに第９節の節名及びの削る並びに第５章第７節の同章第５節への繰上げ及び第182条の２の第182条への繰上げ

・その他軽微な修正

第23条から第25条まで、第39条、第44条、第182条、第185条、第188条及び第188条の２の変更並びに第189条の新設

【受託契約準則】

・商品市場の閉鎖及び取引の廃止

第２条、第６条の４、第15条、第19条、第22条及び第43条の変更、第43条から第46条まで、第50条から第56条まで、第58条、第59条、第62条及び第63条の削除、第９章の２の章名、第10章の章名並びに同章における各節の節名の削る並びに第11章以降の章名の繰上げ及び整理

・その他軽微な修正

第69条の変更

3　施行時期等

施行日は、農林水産大臣の認可の日とする。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由により、先述の日における施行や限月に対する適用が不適当な場合は、理事会が定める日又は限月に施行し又は適用する。この場合、施行又は適用に際し必要な事項は、理事会が定める。

以　上

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　更

（商品市場・上場商品等）

第１条　本所は、農産物及び砂糖の先物取引並びに農産物（とうもろこしを除く。）及び砂糖の実物取引を行うための商品市場を開設する。

２　本所の商品市場における上場商品、上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）及び取引の種類は、次のとおりとする。

商品市場	上場商品	上場商品構成物品	取引の種類
農産物市場	農産物	米　穀 大　豆 小　豆	現物先物取引 実 物 取 引
		とうもろこし	現物先物取引
	（削る）	（削る）	
砂糖市場	砂　糖	粗　糖	現物先物取引 実 物 取 引

（削る）

３　（略）

⑴　先物取引

現物先物取引

現　行

（商品市場・上場商品等）

第１条　本所に、農産物、水産物、砂糖及び農産物・飼料指数の先物取引並びに農産物（とうもろこしを除く。）及び砂糖の実物取引を行うための商品市場を置く。

２　本所の商品市場における上場商品及び上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）並びに上場商品指数、取引する商品指数及び上場商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）は、次のとおりとする。

（新設）	上場商品	上場商品構成物品	（新設）
（新設）	農産物	大豆、小豆、とうもろこし及び米穀	（新設）
	水産物	冷凍えび	
（新設）	砂　糖	精糖及び粗糖	（新設）

上場商品指数	取引する商品指数	上場商品指数対象物品
農産物・飼料指数	国際穀物等指数	とうもろこし及び大豆ミール
	コーヒー指数	アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆

３　（略）

⑴　先物取引

イ　現物先物取引

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（削る）	ロ　指数先物取引
（削る）	ハ　オプション取引
⑵　（略）	⑵　（略）
（当月限納会日）	（当月限納会日及び取引最終日）
第３条　現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。	第３条　現物先物取引における当月限納会日は、次に掲げる日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。
⑴　大豆及び小豆 第60条又は第74条に定める受渡日の前々営業日	⑴　大豆、小豆、精糖 第60条、第74条又は第90条に定める受渡日の前々営業日
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）
（削る）	⑷　（削除）
⑷　（略）	⑸　（略）
（削る）	⑹　（削除）
（削る）	⑺　冷凍えび 毎月の10日
（削る）	２　指数先物取引における当月限納会日は、当月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。
（削る）	３　オプション取引における立会は、当該オプション取引の対象となる粗糖現物先物取引限月の取引開始日の属する月から起算して６か月目の最終営業日（以下「取引最終日」という。）限りとする。
第２章　取引の対象等、期限、呼値及び単位	**第２章　取引の対象等、期限、呼値及び単位**

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	第１節　現物先物取引及び実物取引
（取引の対象） 第６条　現物先物取引の対象は、第１条第２項に定める上場商品構成物品とする。	（取引の対象） 第６条　現物先物取引の対象は、第１条第２項に定める上場商品構成物品とする。ただし、大豆における分別大豆（第８条第２項第１号イの分別大豆をいう。）、冷凍えび及び精糖については、当分の間、立会を行わないものとする。
２　実物取引の対象は、第１条第２項に定める上場商品構成物品（とうもろこしを除く。）とする。	２　実物取引の対象は、第１条第２項に定める上場商品構成物品（とうもろこし及び冷凍えびを除く。）とする。
（取引の期限） 第７条　現物先物取引の期限は、次のとおりとする。 ⑴　農産物市場 イ～ニ　（略） （削る） ⑵　砂糖市場 （削る） 毎偶数月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した14か月以内の各奇数限月によるものとする。 （削る） （削る）	（取引の期限） 第７条　本所における現物先物取引の期限は、次のとおりとする。 ⑴　農産物市場 イ～ニ　（略） ホ　（削除） ⑵　砂糖市場 イ　精糖にあっては、毎月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した６か月以内の各限月によるものとする。 ロ　粗糖にあっては、毎偶数月の最初の営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月から起算した14か月以内の各奇数限月によるものとする。 ⑶　（削除） ⑷　水産物市場 冷凍えびにあっては、毎月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日と

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	し、新甫発会日の属する月の翌月から起算した６か月以内の各限月によるものとする。
２　（略）	２　（略）
（現物先物取引の標準品等） 第８条　（略） ２　現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。 ⑴　大豆（サイロ保管のものに限る。以下同じ。） （削る）	（現物先物取引の標準品等） 第８条　（略） ２　現物先物取引の標準品は、次のとおりとする。 ⑴　大豆（サイロ保管のものに限る。以下同じ。） イ　分別大豆（以下「ＮＯＮ－ＧＭＯ大豆」という。） アメリカ合衆国産黄大豆のうち、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）により分別生産流通管理が行われたことが確認された非遺伝子組換え（以下、単に「非遺伝子組換え」という。）大豆につき、本所が定めるもの ロ　米国産大豆
アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.２として輸出され、水分が14％以下のもの	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO.２として輸出され、水分が14％以下のもの
⑵～⑷　（略） （削る） （削る）	⑵～⑷　（略） ⑸　（削除） ⑹　精　糖 国内で精製されたものにつき、本所が定めるもの
⑸　粗　糖	⑺　粗　糖
外国産甘蔗分蜜粗糖（本船から艙内渡しされる未通関のものに限る。以下同じ。）につき、本所が定めるもの （削る）	外国産甘蔗分蜜粗糖（本船から艙内渡しされる未通関のものに限る。以下同じ。）につき、本所が定めるもの ⑻　（削除）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（削る）	⑼　冷凍えび 生鮮、殻付きかつ無頭のブラックタイガーえびで、同一パッカーにより冷凍ブロック化された同一ブランドの１ポンド当たり16/20サイズのインド産のものであって、本所の基準を満たしたものにつき、本所が定めるもの
（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位） 第９条　（略） 種　類　　呼　値　　呼値の単位　　取引単位及び受渡単位 ⑴　大　豆 （削る） 米国産大豆　1,000㌘　　10円　取引単位　１枚（10,000㌘） 受渡単位　10枚（100,000㌘） ⑵～⑷　（略） （削る） （削る） ⑸　（略） （削る） （削る）	（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位） 第９条　（略） 種　類　　呼　値　　呼値の単位　　取引単位及び受渡単位 ⑴　大　豆 イ　NON-GMO大豆　1,000㌘　　10円　　１枚（10,000㌘） ロ　米国産大豆　1,000㌘　　10円　取引単位　１枚（10,000㌘） 受渡単位　10枚（100,000㌘） ⑵～⑷　（略） ⑸　（削除） ⑹　精　糖　　１㌘　　10銭　　１枚（9,000㌘） ⑺　（略） ⑻　（削除） ⑼　冷凍えび　　正味1.8㌘　　１円　取引単位　１枚 108㌘(６ﾌﾞﾛｯｸ入り10ｹｰｽ) 受渡単位　５枚 540㌘(６ﾌﾞﾛｯｸ入り50ｹｰｽ)

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第10条から第15条まで　削除	第２節　指数先物取引 （取引の対象） 第10条　指数先物取引の対象は、次のとおりとする。ただし、国際穀物等指数及びコーヒー指数ともに、当分の間、立会を行わないものとする。 ⑴　国際穀物等指数については、次条に掲げる対象物品の各原市場の期近限月の価格（以下「原市場価格」という。）を株式会社三菱UFJ銀行が当該日の最初に発表する対顧客直物電信相場の売相場（TTS）及び買相場（TTB）の中間値によって邦貨換算（シカゴ商品取引所の相場のみ）した数値について、次項に定める基準年１年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を小数点第１位（小数点第２位を四捨五入する。）まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。 ⑵　コーヒー指数については、原市場価格の数値について、次項に定める基準年１年間の各原市場価格の平均値と対比した数値に第15条に規定する「指数値算出等に係る細則」で定める加重係数を乗じた数値の合算値を整数位（小数点第１位を四捨五入する。）まで算出し、本所が毎営業日に公表する数値の将来における数値とする。 ⑶　前二号において本所が毎営業日に公表する数値を指数値という。 ２　指数先物取引の基準年は、次のとおりとする。 ⑴　国際穀物等指数については、1993年とし、同年１年間の各原市場価格を100とする。 ⑵　コーヒー指数については、2000年４月～2001年３月とし、１年間の各原市場価格を1,000とする。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

<table>
<tr><th>変　更</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td></td><td>
3　本所は、理事会の決議を経て前項の基準年を変更することができる。
4　第１項の指数値の算出は、別表に定める「指数値の算出に関する表」に基づき行うものとする。

（指数値算出に係る構成銘柄）
第11条　指数値算出に係る構成銘柄は、次のとおりとする。
⑴　国際穀物等指数
<table>
<tr><th>対象物品</th><th>対象限月</th><th>原市場</th></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>期近限月</td><td>東京商品取引所</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>期近限月</td><td>大阪堂島商品取引所</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>期近限月</td><td>シカゴ商品取引所</td></tr>
<tr><td>大豆ミール</td><td>期近限月</td><td>シカゴ商品取引所</td></tr>
</table>
⑵　コーヒー指数
<table>
<tr><th>対象物品</th><th>対象限月</th><th>原市場</th></tr>
<tr><td>アラビカコーヒー生豆</td><td>期近限月</td><td>東京穀物商品取引所</td></tr>
<tr><td>ロブスタコーヒー生豆</td><td>期近限月</td><td>東京穀物商品取引所</td></tr>
</table>
2　構成銘柄を構成する対象物品について、次の事項に該当した場合は、理事会の決議を経て構成銘柄から除外するものとする。
⑴　取引が行われている原市場が廃止されたとき。
⑵　原市場における価格形成が継続して発表されなくなったとき。
⑶　原市場価格が本所において入手困難を伴う等、指数値の公表に支障があるとき。
3　前項の場合において、理事長は、当該対象物品を構成銘柄から除外したことを、その日に本所に掲示するとともに公表するものとする。
</td></tr>
</table>

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	4　前二項の場合において、理事長は、直近の総会に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。 （指数値の公表） 第12条　本所は、指数値を毎営業日の午後４時30分に公表する。 （取引の期限） 第13条　農産物・飼料指数市場における指数先物取引の期限は、毎奇数月の当月限納会日の翌営業日を新甫発会日とし、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12か月以内の各奇数限月によるものとする。 （呼値の単位及び取引単位） 第14条　指数先物取引の呼値の単位及び取引単位は、次のとおりとする。 種　類　　呼値の単位　　取引単位 ⑴　国際穀物等指数　0.1ポイント　１枚（約定数値×10,000円） ⑵　コーヒー指数　　１ポイント　１枚（約定数値×５００円） （指数値算出等に係る細則） 第15条　本節に定めるもののほか、指数値算出等に関し必要な事項は、指数値算出等に係る細則に定めるところによるものとする。 第３節　オプション取引 （取引の対象）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第16条から第18条まで　削除	第16条　オプション取引の対象は、権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。）の意思表示（以下「権利行使」という。）により当事者間において、当該意思表示を行う場合の約定値段としてあらかじめ設定した価格（以下「権利行使価格」という。）と当該意思表示を行った日におけるオプション取引の対象となる現物先物取引の当該取引限月の約定値段の平均価格（理事会が定めるところにより、成立した各約定値段の合計額を成立した約定値段の個数で除して得た額をいう。以下「現物先物平均価格」という。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）であって、次の各号に掲げるものとする。 ⑴　現物先物平均価格が権利行使価格を下回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション（以下「プットオプション」という。） ⑵　現物先物平均価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション（以下「コールオプション」という。） ２　前項に規定するオプションの権利行使価格は、プットオプション及びコールオプションごと、取引限月ごとにあらかじめ理事会が定めるところにより本所が設定する価格とする。 （取引の期限） 第17条　オプション取引の期限は、毎偶数月の粗糖現物先物取引の新甫発会日の翌営業日を新甫発会日とし、当該月から起算した10か月以上14か月以内の各奇数限月によるものとする。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

<table>
<tr><th>変　　更</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

第３章　取引の契約の締結及びその制限

（値幅の制限）
第22条　（略）
２　（略）
３　前項の規定にかかわらず、大豆及び小豆にあっては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし及び粗糖にあっては当月限納会日の属する月の１日以降、米穀にあっては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定における制限値段は、前営業日における第41条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。
４・５　（略）
（会員の建玉数量等の制限）
第23条　（略）

</td><td>

（呼値、呼値の単位、取引単位及び権利行使単位）
第18条　オプション取引の呼値、呼値の単位、取引単位及び権利行使単位は、次のとおりとする。

種　類	呼　値	呼値の単位	取引単位及び権利行使単位
粗　糖	1,000㌘	10円	１枚（50,000㌘）

第３章　取引の契約の締結及びその制限

第１節　現物先物取引及び実物取引

（値幅の制限）
第22条　（略）
２　（略）
３　前項の規定にかかわらず、大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の15日以降、とうもろこし、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の１日以降、米穀にあっては当月限納会日の属する月の11日以降の当月限の売買約定における制限値段は、前営業日における第41条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段の100分の30の範囲内において理事会が定めた制限値段額を加減した値段とする。
４・５　（略）

（会員の建玉数量等の制限）
第23条　（略）

</td></tr>
</table>

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
２～４　（略）	２～４　（略）
（削る）	５　会員及び委託者等は、前二項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。
（会員の取引の制限等） 第24条　（略） ２～４　（略）	（会員の取引の制限等） 第24条　（略） ２～４　（略）
（削る）	５　会員及び委託者等は、第１項、第３項又は前項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。
５　（略）	６　（略）
（売買建玉の解け合い） 第25条　（略） ２　（略）	（売買建玉の解け合い） 第25条　（略） ２　（略）
（削る）	３　会員及び委託者等は、前二項の規定により行う本所の措置に対して異議を申し立てることができない。
	第２節　指数先物取引
	（取引の締結方法）
第26条から第31条まで　削除	第26条　指数先物取引は、システム売買を原則とし、複数約定数値方式による個別競争取引（以下この条において「ザラバ取引」という。）によるものとし、会員はシステム売買実施細則に定める事項を売買注文入力装置に入力し取引を行わなければならない。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	2　ザラバ取引は、取引する商品指数及び限月ごと売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い数値の売注文と最も高い数値の買注文とが合致したときは、その数値を約定数値とし、売買注文の順位に従って、対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。 3　前項に規定する売買注文の順位は、次の各号によるものとする。 ⑴　低い数値の売注文は、高い数値の売注文に優先し、高い数値の買注文は、低い数値の買注文に優先する。 ⑵　同一数値の売買注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。 4　売買注文入力装置の故障等やむをえない事情により取引の代理を他の会員に依頼しようとする会員は、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。 5　本所は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った会員から、代理した取引につき、取引の代理を依頼した会員に付け替える旨の申出があった場合においては、当該会員の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は当日の午後4時までに行うものとする。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 6　前項の規定により、付替の申出を行った会員の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の会員の名において成立した売買約定として、新たに発生するものとする。 （売買注文の状況の配信）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	第26条の２　本所は、システム売買実施細則の定めるところにより、売買注文の状況を会員に配信し、周知するものとする。 （取引の確認） 第26条の３　本所は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を会員に通知するものとする。 ２　会員は、前項の規定に基づく売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。 ３　個別競争取引に加わった他の会員が前項に規定する確認を行わなかったために損害を受けた会員は、遅滞なく、その旨を本所に届け出て、当該他の会員に賠償を要求することができる。 （委託区分訂正） 第26条の４　会員は、第26条第２項及び第５項の規定に基づき成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則の定めるところにより、委託区分の訂正を本所に対し行うことができる。 （システム売買実施細則） 第26条の５　この業務規程に規定するもののほか、システム売買に関し必要な事項は、システム売買実施細則において定める。 （当月限建玉の決済方法） 第27条　指数先物取引の当月限建玉の決済方法は、当月限納会日の前営業日に残存する建玉について同日に本所が公表する指数値（最終決済数値という。）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	をもって、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。 第28条　（削除） （特別売買） 第29条　受託会員は、本所の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定数値において、同一限月かつ同一数量につき、立会中又は立会終了後に本所に申し出て、その承認を受けたときは、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。 ⑴　売買注文入力装置の故障等により執行することができない委託による売買注文を、委託による売買注文同士又は委託による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者から売買注文を受けた直後の数値により売買約定を成立させるとき。 ⑵　前号に定めるもののほか、本所が特に必要と認めたとき。 ２　前項の申出は、当該計算区域の属する日の午後４時までに行わなければならない。ただし、売買注文入力装置の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （数値幅の制限） 第30条　売買約定は、制限数値の範囲内で行うものとする。 ２　前項の規定による制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同数値の100分の15の範囲内において理事会が定めた制限指数値を加減した数値とする。 ３　前項の規定にかかわらず、当月限納会日の属する月の前月の20日以降の当

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第32条から第38条まで　削除	月限の売買約定における制限数値は、前営業日における第47条に規定する帳入数値を基準数値とし、同値段の100分の30の範囲内においてに理事会が別に定めた制限指数値を加減した数値とする。 4　新甫に係る発会日当日の制限数値は、直前営業日における直前限月の帳入数値を基準として第２項の規定に準じてこれを定める。 5　本所は、第２項及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところにより制限数値算定の基準となる数値を定めることができる。 （準　用） 第31条　第23条及び第24条の規定は、指数先物取引について準用する。この場合において、第24条第１項中「価格」とあるのは「数値」と読み替えるものとする。 第３節　オプション取引 （オプション取引の締結方法） 第32条　オプション取引は、次条及び第34条に定める方法により、オプション銘柄（限月及び権利行使価格を同一とするプットオプション及びコールオプションをいう。以下同じ。）ごとに各オプション銘柄同時にシステム売買方式により締結するものとする。ただし、電子計算機等の故障によりシステム売買方式による取引の締結ができなくなったときは、理事会の定める方法により取引の締結を行うことができるものとする。 2　前項の場合において、売買注文入力装置を当該会員の事務所に設置して取

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	引をする会員が、売買注文入力装置等の故障により入力による売注文又は買注文ができなくなったときは、本所が指示するところにより大阪堂島商取代行株式会社が当該会員に代って入力することができるものとし、大阪堂島商取代行株式会社が入力した売注文又は買注文は、当該会員がしたものとみなす。 （個別競争取引における注文値段の順位等） 第33条　オプション取引は、オプション銘柄ごとの個別競争取引によるものとする。 2　オプション取引の個別競争取引における注文値段（オプション取引の売注文又は買注文の値段の限度の意思表示をいう。以下同じ。）の順位は、次の各号の定めるところによる。 ⑴　低い値段の売注文値段は、高い値段の売注文値段に優先し、高い値段の買注文値段は、低い値段の買注文値段に優先する。 ⑵　同一値段の注文値段については、注文値段が行われた時刻の先後により、先に行われた注文値段は、後に行われた注文値段に優先する。 ⑶　成行注文値段は、それ以外の注文値段に値段的に優先し、成行注文値段の順位は、成行注文値段が行われた時刻の先後により、先に行われた成行注文値段は、後に行われた成行注文値段に優先する。 3　前場オープニングセッションにおいては、当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第３項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。 4　リオープニングセッションにおいては、当該セッション以前に入力されて

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　更	現　行
	いた未成立の売注文又は買注文は、入力がなかったものとみなし、当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第３項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。 ５　後場オープニングセッション及びクロージングセッションにおいては、当該セッション以前に入力され引続き有効である未成立の売注文又は買注文及び当該セッション中の売注文又は買注文につき次条第３項の規定により成立した取引に係るすべての売注文又は買注文は、同一値段の売注文値段又は買注文値段においてそれぞれ同時に行われたものとみなす。 （個別競争取引） 第34条　オプション取引における個別競争取引においては、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションを除き、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い売注文値段と最も高い買注文値段とが合致するとき、その値段を約定値段として、対当する注文値段の間に取引を成立させるものとする。 ２　前項の場合において、本所は、適正な価格を形成し、価格の連続性を維持するため、次条第１項のオプション取引制限値段の範囲内において、理事会が定めるところにより、約定値段決定の目安となる基準値を設け、その基準値を中心として、理事会が定めるところにより、約定可能値段幅を設定するものとし、売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅内にある場合については、先に行われた注文値段を約定値段として対当する注文値段の間に取引を成立させ、約定可能値段幅を上回り又は下回る注文値段について

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	は、次に掲げるところによるものとする。ただし、理事会が必要と認めるときは、理事会が定めるところによるものとする。 ⑴　売注文値段及び買注文値段のいずれか一方の注文値段が約定可能値段幅内になく、他方の注文値段が約定可能値段幅内にある場合については、次に掲げる値段を約定値段として、対当する注文値段の間に取引を成立させる。 イ　先に行われた注文値段が約定可能値段幅内にない場合については、当該注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段 ロ　先に行われた注文値段が約定可能値段幅内にある場合については、当該注文値段 ⑵　買注文値段が約定可能値段幅の上限を超え、売注文値段が約定可能値段幅の下限に満たない場合については、当該注文値段のうち先に行われた注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段を約定値段として、対当する注文値段の間に取引を成立させる。 ⑶　売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超え、又は下限に満たない場合については、当該注文値段のうち基準値に近い注文値段を理事会の定める一定の時間及び方法により表示することとし、次に掲げる値段を約定値段として、イ及びロの場合にあっては当該一定の時間経過後に、ハの場合にあっては、新たな注文値段が行われた時に、対当する注文値段の間に取引を成立させる。 イ　当該一定の時間内に他の注文値段が行われなかったとき、又は当該表示時の注文値段に優先する注文値段が行われたときは、当該表示時の注文値段のうち基準値に近い注文値段 ロ　当該一定の時間内に新たに行われた注文値段が約定可能値段幅内に

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	なく、かつ、次に掲げるときは、当該新たに行われた注文値段 ⅰ　当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超えている場合において、当該新たに行われた注文値段が当該表示時の売注文値段より低く、かつ、約定可能値段幅の上限を超える売注文値段であるとき。 ⅱ　当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の下限に満たない場合において、当該新たに行われた注文値段が当該表示時の買注文値段より高く、かつ、約定可能値段幅の下限に満たない買注文値段であるとき。 ハ　当該一定の時間内に新たに行われた注文値段が次に掲げるときは、当該表示時の注文値段に最も近い約定可能値段幅内にある値段 ⅰ　当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅内にあるとき。 ⅱ　当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の上限を超えている場合において、当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅の下限に満たない売注文値段であるとき。 ⅲ　当該表示時の売注文値段及び買注文値段の双方が約定可能値段幅の下限に満たない場合において、当該新たに行われた注文値段が約定可能値段幅の上限を超えている買注文値段であるとき。 3　本所は、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいては、次の各号に定める売注文の合計数量と買注文の合計数量において、最も多く取引が成立する値段を約定値段とし、前条第２項に定める注文値段の順位に従って取引を成立させるものとする。 (1)　成行注文の全部の数量

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	⑵　当該値段に満たない売注文値段による売注文及び当該値段を超える買注文値段による買注文の全部の数量 ⑶　当該値段を売注文値段とする売注文若しくは当該値段を買注文値段とする買注文の全部の数量又は当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか少ない方の全部の数量 4　前項の場合において、最も多く取引が成立する値段が２以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、直前の約定値段がない場合については、本所の裁定する値段とする。 5　本所は、前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいて、オプション取引制限値段に達しなお成行注文の全部の数量の取引が成立しなかったときは、当該値段で対当する数量につき成行注文に係る取引を成立させるものとし、この場合において、取引を成立させる成行注文の決定は、割当て・抽せんによって行う。 6　前場オープニングセッション、後場オープニングセッション、リオープニングセッション及びクロージングセッションにおいて、第３項第３号の規定により当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか少ない方の全部の数量の取引を成立させるときは、当該買注文数量又は売注文数量のうちいずれか多い方に係る注文のうち取引を成立させる注文の決定は、割当て・抽せんによって行う。 7　前場オープニングセッション、後場オープニングセッション及びリオープニングセッションにおいては、取引が未成立の注文（一部の注文の取引が成

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	立したが残りの注文の取引が成立しなかった場合の残りの注文を含む。）については、前条第２項の規定にかかわらず、同一値段の売注文値段又は買注文値段ごとに、それぞれ当該値段における順位を抽せんにより決定し、その後継続して行われる前場及び後場ザラバセッションにおいて当該順位に従って他の注文に先立って行われたものとみなす。 （値幅の制限） 第35条　売買約定は、制限値段の範囲内で行うものとする。 ２　前項の規定による制限値段は、銘柄ごとに前営業日における第53条に規定する帳入値段を基準値段とし、同値段に第22条第２項に規定する制限値段額を加減した値段とする。 ３　オプション取引の取引開始日における新甫限月に係る制限値段は、同限月の銘柄ごとに理事会が定める値段を基準値段とし、前項に準じ算出した値段とする。 ４　本所は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、別に理事会の定めるところによりオプション取引制限値段の算定の基準となる値段を定めることができる。 ５　前三項の規定にかかわらず、法第118条第２号に基づいて農林水産大臣が本所に対し、相場の変動を制限する措置を講ずることを命じたときは、理事長が制限値段算定の基準となる値段及び制限値段額を定めるものとする。この場合において、理事長は遅滞なく、その処置について理事会に報告しなければならない。 （立会によらない売付け又は買付け）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	第36条　オプション取引においては、立会によらない売付け又は買付けを行うことができない。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、本所の定めるところにより、本所の承認を受け、オプション銘柄別に同数の売付け及び買付けを立会によらず行うことができる。 ⑴　売買注文入力装置等の故障により注文入力ができなくなったときで、第32条第２項の規定が適用できないとき。 ⑵　第38条において準用する第25条の規定により解け合いを行うとき。 ⑶　第176条第１項の規定により違約玉を処理するとき。 （委託注文の優先等） 第37条　受託会員は、前場ザラバセッション及び後場ザラバセッションにおいては、顧客の売注文又は買注文を受けた場合において、その委託に基づく売付け又は買付けを行うに先立ち、自己が直接又は間接に利害関係を有する計算をもって、当該注文が売注文値段による注文である場合には、当該売注文値段以上の値段による売付けを、当該注文が買注文値段による注文である場合には、当該買注文値段以下の値段による買付けを、当該注文が成行注文値段による注文である場合には、売付け又は買付けを、それぞれ行い又は行わせてはならない。 ２　受託会員は、顧客の委託に基づく売付け又は買付けと自己の計算をもってする売付け又は買付けが同一条件であるときは、委託に基づく売付け又は買付けを優先させるものとする。 （準　用）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	第38条　第23条から第25条までの規定は、オプション取引について準用する。この場合において、第23条第１項中「全部又は一部の限月」とあるのは「全部又は一部のオプション銘柄」と読み替えるものとする。
第４章　先物取引の売買玉の整理の方法	**第４章　先物取引の売買玉の整理の方法**
	第１節　現物先物取引
（現物先物取引の売買玉の整理の方法） 第39条　現物先物取引の売買玉の整理の方法は、次条から第43条までに定めるところにより、標準品、取引の種類及び限月ごとにこれを行う。	（現物先物取引の売買玉の整理の方法） 第39条　現物先物取引の売買玉の整理の方法は、次条から第43条までに定めるところにより、取引をする商品の種類及び限月ごとにこれを行う。
（売買玉明細の届出） 第43条　会員は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量を売買注文入力装置への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、売買注文入力装置の稼働に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書によるものとする。 ２・３　（略）	（売買玉明細の届出） 第43条　会員は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、精糖の取引についての届出並びにシステム売買方式の稼働に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書によるものとする。 ２・３　（略）
第44条　削除	（総取引高等の公表） 第44条　本所は、毎営業日の上場商品の種類別及び限月別の総取引高及び取引の成立した対価の額を、その日に会員に通知し、公表するものとする。 ２　前項の場合において、本所は、当該上場商品の種類別及び限月別の最初、

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第45条から第50条まで　削除	最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額を表示する相場表を、その日に会員に通知し、公表するものとする。 第２節　指数先物取引 （指数先物取引の売買玉の整理の方法） 第45条　指数先物取引の売買玉の整理の方法は、次条から第49条までに定めるところにより、取引する商品指数の限月ごとにこれを行う。 （計算区域） 第46条　指数先物取引に関する諸計算整理のため、１営業日を１計算区域とする。 （帳入数値及び約定差金等） 第47条　毎計算区域の帳入数値は、クリアリング機構が定める数値とする。 ２　毎計算区域の帳入数値とその計算区域内における各約定数値との差額に取引単位の倍率を乗じて得た額を約定差金といい、一の計算区域の帳入数値とその直前計算区域の帳入数値との差額に取引単位の倍率を乗じて得た額を帳入差金という。 第48条　（削除） （売買玉明細の届出） 第49条　会員は、毎計算区域の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別に

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	その数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、システム売買方式の稼動に支障が生じた場合の届出は、売買玉明細書によるものとする。 ２　本所は、前項の規定により新規玉として届け出された売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉とし、仕切玉として届け出された売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。 ３　受託会員は、第１項の売買玉明細を届け出るときは、委託者（会員及びその他の者を区分）の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。 （総取引高等の公表） 第50条　本所は、毎営業日の上場する商品指数の種類別及び限月別の総取引高及び取引の成立した約定数値を、その日に会員に通知し、公表するものとする。 ２　前項の場合において、本所は、当該上場商品指数の種類別及び限月別の最初、最高、最低及び最終の成立した約定数値を表示する相場表を、その日に会員に通知し、公表するものとする。 第３節　オプション取引 （オプション取引の売買玉の整理の方法） 第51条　オプション取引の売買玉の整理の方法は、次条から第56条までに定めるところにより、オプション銘柄別にこれを行う。
第51条から第57条まで　削除	

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	（計算区域） 第52条　オプション取引に関する諸計算整理のため、１営業日を１計算区域とする。 （帳入値段及び権利行使差金） 第53条　毎計算区域のクロージングセッションにおける約定値段をもってその計算区域の帳入値段とする。 ２　本所は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、理事会の定めるところにより帳入値段を設定することができる。 ３　権利行使が行われた場合に、当該権利行使価格と当該営業日における現物先物平均価格との差額に50を乗じて得た額をオプション権利行使差金という。 （オプション取引の売買玉明細の届出） 第54条　会員は、毎計算区域のオプション取引の売付玉又は買付玉について、新規、仕切の別にその数量をシステム売買方式への入力により理事会が定める日時までに本所に届け出なければならない。ただし、システム売買方式の稼働に支障が生じた場合は、オプション取引売買玉明細書により届け出るものとする。 ２　本所は、前項の規定により新規玉として届け出された売付玉又は買付玉は、それぞれ売建玉又は買建玉として、仕切玉として届け出された売付玉又は買付玉は、既存の反対建玉に対当して仕切るものとする。 ３　受託会員は、第１項の届出をするときは、委託者の計算をもってする建玉と自己の計算をもってする建玉の数量を区分して届け出なければならない。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　更	現　行
	（権利行使の届出、割当て、処理等） 第55条　会員は、権利行使を行う場合には、各オプション銘柄ごとに、一般会員玉（一般会員の自己玉をいう。以下同じ。）、受託会員自己玉（受託会員の自己玉をいう。以下同じ。）、一般委託玉（会員以外の委託者からの委託玉をいう。以下同じ。）、会員委託玉（会員からの委託玉をいう。以下同じ。）の別に、次項に定めるところにより、本所に届け出るものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部のオプション銘柄について権利行使を行うことができない。 ⑴　第38条において準用する第25条の規定により解合いを行うとき。 ⑵　第173条から第176条までの規定により違約玉を処理するとき。 ⑶　オプション取引又はオプション取引に係る現物先物取引の立会が停止されているとき。 ⑷　前三号のほか、本所が取引の管理上権利行使を行わせることが適当でないと認めるとき。 ２　前項の権利行使の期間は、各オプション銘柄の取引開始日から取引最終日までとし、当該権利行使の届出の受付時間は、毎営業日の午後３時30分から午後３時50分（当日が半休日に当たるときは、午前10時50分から午前11時10分）までとする。ただし、システム売買方式の稼働に支障が生じた場合は、本所が定める権利行使通知書により届け出るものとする。 ３　本所は、第１項の権利行使の届出が行われた場合には、各オプション銘柄ごとに、当該オプション銘柄の売建玉を有する会員に対し、一般会員玉、受託会員自己玉、一般委託玉、会員委託玉の別に理事会が定める方法により按分して割当てを行い、当該割当てをした会員に一般会員玉、受託会員自己玉、

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	一般委託玉、会員委託玉の別に当該割当てに係る数量を通知するものとする。 4　本所は、第１項の権利行使の届出が行われた場合又は前項に規定する権利行使の割当てを行った場合には、各オプション銘柄ごとに、当該権利行使に係る数量又は当該割当てに係る数量を決済に係るものとして、当該権利行使日に当該会員の買建玉又は売建玉から減ずるものとする。 5　第３項の規定により割当てを受けた受託会員は、各オプション銘柄ごとに、当該オプション銘柄の売建玉につき、同項の規定により通知を受けた一般委託玉及び会員委託玉の別の割当てに係る数量を一般委託玉及び会員委託玉の別にそれぞれ売建てした日時の古い順に割り当てるものとし、その割当てに係る数量を決済に係るものとして当該営業日に一般委託玉及び会員委託玉に係る売建玉から減ずるものとする。 （オプションの消滅） 第56条　取引最終日において、前条第１項に規定する権利行使の届出が行われなかったプットオプション及びコールオプションは、同条第２項に規定する時限に消滅するものとする。 （総取引高等の公表） 第57条　本所は、毎営業日のオプション取引におけるオプション銘柄別の総取引高及び取引の成立した対価の額を、その日に会員に通知し、公表するものとする。 2　前項の場合において、本所は、当該オプション銘柄別の最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額を表示する相場表を、その日

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	に会員に通知し、公表するものとする。 第４節　取引の決済額の通知 （取引の決済額の通知） 第58条　本所は、定款第122条第３項に基づき、第40条、第46条及び第52条に定める毎営業日における当該計算区域の取引終了後、第43条及び第49条に定める会員ごとの売買明細の届出並びに第54条に定めるオプション取引の売買玉明細及び第55条に定める権利行使の届出に基づき、次の各号に定める金額を商品市場ごと、会員ごとに算出し、当該算出額を当該会員及びクリアリング機構に通知するものとする。ただし、受託会員については、委託の計算をもってする建玉に係るものと自己の計算をもってする建玉に係るものに区分した額とする。 ⑴　第41条第２項及び第47条第２項に定める約定差金及び帳入差金の益勘定又は損勘定の額 ⑵　第53条第３項に定めるオプション権利行使差金の益勘定及び損勘定の額 ⑶　オプション取引に係る対価 ⑷　（略） ２　その他クリアリング機構に通知が必要と本所が認めるものについて、速やかに通知するものとする。
第58条　削除	
（指定倉荷証券の条件） 第64条　指定倉荷証券は、種類、銘柄、生産国名、出港年月日及び等級が同一	（指定倉荷証券の条件） 第64条　指定倉荷証券は、必要な条件を満たさなければならない。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
のもので第９条の受渡単位ごとに１通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。	
（削る）	⑴　NON-GMO大豆にあっては、種類、銘柄、生産国名、産年及び等級が同一のもので、これらのほか非遺伝子組換えの記載があるもので第９条の受渡単位ごとに１通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。
（削る）	⑵　米国産大豆にあっては、種類、銘柄、生産国名、出港年月日及び等級が同一のもので第９条の受渡単位ごとに１通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。
	第５節　（削除）
	第６節　精糖
	（受渡しの場所）
第89条から第102条まで　削除	第89条　受渡しの場所は、大阪府及び兵庫県に所在する指定倉庫とする。
	（受渡しの日時）
	第90条　受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、毎月最終営業日の前営業日とする。ただし、12月の受渡日は、12月24日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。
	２　渡方の指定倉荷証券の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課され

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	る消費税額の納入時期は、当該受渡日の午後１時とする。 （早受渡し） 第91条　当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、前条第１項に規定する受渡日前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、精糖受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。 （受渡値段及び受渡代金） 第92条　受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、早受渡しの場合にあっては、その受渡日の前営業日における当月限の帳入値段とする。 ２　受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。 （賦課税負担区分） 第93条　取引の締結後に関税の税率が改正された場合においても、当該取引は、改正された税率を約定値段に織り込んで締結したものとみなす。 ２　受渡しに賦課される消費税は、前条に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 （受渡品明細通知書） 第94条　渡方は、当月限納会日の午後４時までに、精糖受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	（指定倉荷証券の条件） 第95条　指定倉荷証券は、本所の受渡品についての次の各号の事項が記載され、事故等の記載のないものでなければならない。 ⑴　糖種に関する事項 ⑵　火災保険の付保金額 ２　前項第１号の記載事項は、指定倉荷証券１通について同一でなければならない。 ３　指定倉荷証券の記載数量は、受渡単位数量又は渡方、受方双方の合意による数量とする。 （受渡先の決定） 第96条　受渡しにおいて、受方が２人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。 ２　前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。 ３　第１項の抽せん方法は、精糖受渡細則において定める。 ４　第１項の抽せんは、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。 （故障の申立て及び処理） 第97条　受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めたときは、本所に対し、故障の申立てをすることができる。 ２　前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後２時までに受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	しなければならない。 3　本所は、第１項の申立てを受けたときは、遅滞なく、検品を行って故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。 4　本所は、前項の検品により故障があると認めたときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。 ⑴　故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めたときは、値引金額を定め、受渡しを終了させる。 ⑵　故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めたときは、渡方に対し、前項の通知をした日から３営業日以内に、代品を提供させる。 ⑶　前号の規定による代品の提供は１回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定（値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。）し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。 5　渡方が前項第２号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。 6　受渡しに関する本所の裁定及び決定については、受渡当事者は異議を申し立てることができない。 （受渡諸経費の分担） 第98条　本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 2　前条第１項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	⑴　検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。 ⑵　前条第４項第１号及び第３号の規定により受渡しを終了させる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担とする。 ３　検品手数料は、精糖受渡細則において別に定める。 （指定倉荷証券提供後の滅失又はき損） 第99条　渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。 ２　前項の場合において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。 ３　渡方が前項ただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち、当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から３営業日以内にこれを行うものとする。 （遅滞金） 第100条　第97条第４項第２号又は前条第２項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、その代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	乗じて得た金額の100分の１を、遅滞金として、受渡しを終了した日の翌営業日の正午までに本所を通じ受方に交付するものとする。
	（委託者の指定倉荷証券の保管） 第101条　委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。
	（精糖受渡細則） 第102条　本節に定めるもののほか、精糖の受渡しに関し必要な事項は、精糖受渡細則に定めるところによるものとする。
第５節　粗糖	第７節　粗糖
	第８節　（削除）
第122条～第136条　（削除）	第122条～第136条　（削除）
	第９節　冷凍えび
	（受渡しの場所） 第137条　受渡しの場所は、阪神地区及び京浜地区に所在する本所の指定する冷蔵倉庫（以下この節において「指定冷蔵倉庫」という。）とする。
第137条から第156条まで　削除	

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	（受渡しの日時） 第138条　受渡日（次条に規定する早受渡しを除く。）は、毎月の納会日後の５営業日目とする。 ２　渡方の指定冷蔵倉庫が発行した倉荷証券（以下この節において「指定倉荷証券」という。）の提出並びに受方の受渡代金及び受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）額の納入の時限は、当該受渡日の午後１時とする。 （早受渡し） 第139条　当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について前条第１項に規定する受渡日前に受渡し（以下この節において「早受渡し」という。）を希望するときは、冷凍えび受渡細則の定めるところにより、これを行うことができる。 （受渡値段及び受渡代金並びに消費税） 第140条　受渡値段は、当月限の最終帳入値段とする。ただし、前条の規定による早受渡しにあっては、当該受渡日の前営業日における当該限月の帳入値段とする。 ２　受渡代金は、前項の受渡値段に標準品との格差を加減して得た額に受渡単位数量を乗じて得た金額とする。 ３　受渡しに賦課される消費税は、前項に規定する受渡代金を課税標準として算出した金額（円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	（受渡品明細通知書） 第141条　渡方は、当月限納会日の午後４時まで（早受渡しの場合にあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、冷凍えび受渡細則の定めるところにより受渡品明細通知書を本所に届け出なければならない。 （指定倉荷証券の条件） 第142条　指定倉荷証券は、生産国名、産年、銘柄、サイズ、パッカー、が同一のもので第９条の受渡単位ごとに１通とし、寄託当時の時価に相当する価格を保険金額とした火災保険をつけ、かつ、事故等の記載のないものでなければならない。 （希望前検査） 第143条　会員は、受渡供用品につき、希望によりその品質、量目及び包装に関し本所の前検査を受けることができる。 ２　前項の前検査を受けようとする者は、当月限の第１営業日から第３営業日正午までの期間に、検品請求書を本所に提出しなければならない。 ３　第145条第３項の規定は、第１項の前検査について準用する。 （受渡先の決定） 第144条　受渡しにおいて、受方が２人以上あるときは、本所は、抽せんをもって指定倉荷証券を交付すべき相手方を定め、これを受渡当事者に通知する。 ２　前項の通知を受けた受託会員は、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと自己の計算をもってする受渡しに係るものを区分して、遅滞なく、本所に届け出るものとする。

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	3　第１項の抽せん方法は、理事会において定める。 4　第１項の抽せんには、受渡当事者又はその代理人が立ち会うことができる。 （受渡品の故障の申立て） 第145条　受方が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めたときは、本所に対し検品請求書を提出して、故障の申立てをすることができる。ただし、第143条第１項の規定により前検査を受けた受渡品については、次項の異議の申立てをすることができない。 2　前項に規定する故障の申立ては、受渡日の翌々営業日の午後２時までに、第141条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を本所に提出して、しなければならない。 3　本所は、第１項の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡当事者に通知するものとする。この場合、受渡当事者は、その決定に対し異議の申立てをすることができない。 4　本所は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て第２項の故障申立ての期限を延長することができる。 （受渡品故障申立ての処理） 第146条　本所は、前条の規定により故障があると認めたときは、次の各号に掲げる方法によって、これを処理する。 ⑴　故障の程度が著しく高くなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めたときは、その値引金額を定め、受渡しを終了させる。 ⑵　故障の程度が著しく高く、受渡しに適さないと認めたときは、渡方に対

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	し、前条第３項の通知をした日から３営業日以内に、代品を提供させ受渡しを終了させる。 ⑶　前号の規定による代品の提供は１回限りとし、渡方から代品の提供があったときは、本所は、遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定（値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。）し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。この場合、受渡当事者は、本所の裁定に対し異議の申立てをすることができない。 ⑷　渡方が第２号の規定による代品を提供しないとき、又は提供した代品が受渡しに適さないものであるときは、最初から提供しなかったものとみなす。 （受渡諸経費の分担） 第147条　本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。 ２　第145条第１項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号によるものとする。 ⑴　検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方の負担とする。 ⑵　前条第１号の規定により値引きによって受渡しをさせる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料は受方の負担とし、検品手数料は渡方の負担とする。 ⑶　前条第２号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあっては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料及びあらかじめ本

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	所の検品を経て提供された代品につき受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方の負担とする。 3　検品手数料は、冷凍えび受渡細則において別に定める。 （指定倉荷証券提供後の滅失又はき損） 第148条　渡方が指定倉荷証券を本所に差し出した後、本所がこれを受方に交付するまでに、その受渡品が滅失又はき損したときは、その滅失又はき損した損害は、渡方の負担とする。 2　前項の規定において、渡方は、その滅失又はき損した部分に対する代品の提供を受方から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又はき損が渡方の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。 3　渡方が前項のただし書の規定により受渡しを拒むことを本所に申し出たときは、本所は受渡し終了とみなし、受方から本所に差し出した受渡代金のうち当該数量に対する受渡代金を受方に返付し、代品をもって受渡しをするときは、受渡日の翌日から3営業日以内にこれを行うものとする。 （遅滞金） 第149条　第146条第2号及び前条第2項の規定により代品提供の上受渡しを終了した渡方は、この代品提供の部分に対し受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、本所に差し出さなければならない。 （受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限） 第150条　本所は、検品裁定の通知をした日の翌々営業日正午までに、第146条

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	第１号及び第３号の規定による値引金額、第147条第２項の各号の規定による検品手数料、第146条第２号の規定により生ずることのある格差による差額及び前条の規定による遅滞金を徴収し、検品手数料を除いた金額を、遅滞なく、相手方に交付する。 （委託者の指定倉荷証券の保管） 第151条　委託者が指定倉荷証券を本所の受渡しに提供しようとするときは、当該受託会員は、これを受渡しの時まで保管しなければならない。 （合意早受渡し） 第152条　受渡当事者は、第137条から第141条まで、第144条から第150条までの規定にかかわらず、受渡当事者が当月限の建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第３条第１項第７号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する会員を通じて本所に届け出、本所が承認した場合には、冷凍えびの合意に基づく受渡しの特例に定めるところにより納会日の前営業日まで受渡しを行うことができる。 （冷凍えび受渡細則） 第153条　本節に定めるもののほか、冷凍えびの受渡しに関し必要な事項は、冷凍えび受渡細則に定めるところによるものとする。 第154条～第156条　（削除）
（通貨の種類）	（新設）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第159条　取引証拠金、委託証拠金及び取次証拠金は、証拠金規則において定める通貨に限り差し入れ又は預託することができる。	
（充用有価証券等） 第160条　取引証拠金、委託証拠金及並びに取次証拠金の充用有価証券及び倉荷証券（以下「充用有価証券等」という。）に関する事項は、証拠金規則において定めるところによる。	（新設）
第161条から第170条の２まで　削除	第159条～第170条の２　（削除）
（削る）	（違約処理に関する異議の申立て） 第182条　会員及び委託者は、本所が本章の規定により行う違約処理に関して、異議を申し立てることができない。
（決済方法） 第182条　本所は、上場商品の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなった場合には、理事会の決議を経て、廃止、休止又は変更を行う日を定め、当該廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全ての建玉（これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段をもって、転売又は買戻しにより決済するものとする。	（決済方法） 第182条の２　本所は、上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなった場合には、理事会の決議を経て、廃止、休止又は変更を行う日を定め、当該廃止する日、休止する日又は変更する日の立会終了時における全ての建玉（これらの日が当月限納会日に当たる場合の当月限に係る建玉を除く。）について、帳入値段をもって、転売又は買戻しにより決済するものとする。 （市況の報告）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第185条　削除	第185条　本所の市況を一般公衆又は新聞通信社等に連続的に報告する必要がある場合においては、本所がこれを行い、会員はこれに類する行為をすることができない。
（掲示事項） 第186条　本所は、次の事項を掲示する。	（掲示事項） 第186条　本所は、次の事項を掲示する。
⑴～⒃　（略）	⑴～⒃　（略）
（削る）	⒄　指数先物取引にあっては、商品市場における毎日の限月別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した約定数値
（削る）	⒅　指数先物取引にあっては、商品市場における毎日の限月別、会員別（受託会員にあっては、委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）及び売り買い別の総取組高
（削る）	⒆　構成銘柄の変更に関する事項
（削る）	⒇　オプション取引にあっては、商品市場における毎日のオプション銘柄別の総取引高及び取引の成立した対価の額並びに最初、最高、最低及び最終の成立した単位数量当たりの対価の額
（削る）	㉑　オプション取引にあっては、商品市場における毎日のプットオプション又はコールオプションの別、限月別、会員別（受託会員にあっては、委託者の計算をもってする建玉又は自己の計算をもってする建玉の別）及び売り又は買いの別の総取組高
（削る）	㉒　権利行使価格の設定
（削る）	㉓　権利行使の届出
⒄　（略）	㉔　（略）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
2　（略） 3　第１項各号の掲示期間は、第１号から第９号までは７日間、第10号、第12号及び第14号はその目的終了まで、第11号及び第13号は５日間、第15号及び第16号は当日限り、第17号については理事会がその都度定める。 4　（略） （天災地変等の場合における特別の措置） 第188条　（略） 2　（略） （削る） （主務大臣の命令による措置） 第188条の２　（略） （削る） （異議の申立て） 第189条　会員及び委託者等は、この業務規程の定めにより行う本所の措置に対して、特段の定めがある場合を除き、異議を申し立てることができない。 （削る）	2　（略） 3　第１項各号の掲示期間は、第１号から第９号までは７日間、第10号、第12号、第14号、第22号及び第23号はその目的終了まで、第11号、第13号及び第19号は５日間、第15号から第18号まで、第20号及び第21号は当日限り、第24号については理事会がその都度定める。 4　（略） （天災地変等の場合における特別の措置） 第188条　（略） 2　（略） 3　会員及び委託者等は、前項の規定により行う本所の措置に対して、異議を申し立てることができない。 （主務大臣の命令による措置） 第188条の２　（略） 2　会員及び委託者等は、前項の規定に基づく措置に対して異議を申し立てることができない。 （新設） 別表

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

<table>
<tr><th>変　更</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td></td><td>

指数値の算出に関する表

Ⅰ　国際穀物等指数取引

１．基準年（1993年）の平均値

⑴　日々の各原市場の採用価格×邦貨換算値÷年間営業日数

⑵　邦貨換算値は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する「対顧客直物電信相場」の売相場

（TTS）と買相場（TTB）の中間値とする。

⑶　上記により算出した基準年の平均値

<table>
<tr><th>対象物品</th><th>原市場</th><th>平均値（円）</th></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>東京商品取引所</td><td>１４，３４９</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>大阪堂島商品取引所</td><td>１４，３４０</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>シカゴ商品取引所</td><td>２６２．７０</td></tr>
<tr><td>大豆ミール</td><td>シカゴ商品取引所</td><td>２１，８００</td></tr>
</table>

２．毎営業日の指数値の計算方法

⑴　各原市場価格の当日の邦貨換算値　・・・・・・・・・・・・・（A）

⑵　各銘柄（A）÷各銘柄の平均値×100　・・・・・・・・・・（B）

⑶　各銘柄（B）×加重係数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（C）

⑷　各銘柄（C）を合算＝指数値

⑸　小数点第２位を四捨五入する。

３．指数値の算出基準等

⑴　原市場価格が本所が公表する時間に未着の場合又は原市場休会等による未発表の場合若しくは、本所において確認できない場合は、当該市場が

</td></tr>
</table>

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

<table>
<tr><th>変　更</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td></td><td>
発表する当該市場の前営業日の市場価格を採用する。ただし、前営業日の市場価格の採用は３営業日を超えることができない。
⑵　次に該当する場合は、修正係数をもって指数値の算出を行う。
①　業務規程第11条第１項第１号に基づく構成銘柄に変更が生じたとき。
②　⑴の規定により、未着、未発表及び未確認の状態が３営業日を超えたとき。
⑶　修正係数による指数値の算出は、構成銘柄を変更しようとする前営業日の指数値を使用する。
$\dfrac{\text{旧構成銘柄による指数値}}{\text{新構成銘柄による指数値}}$ ＝修正係数（小数点第６位を四捨五入する。）

Ⅱ　コーヒー指数取引

１．基準年（2000年４月～2001年３月）の平均値
⑴　日々の各原市場の採用価格÷営業日数
⑵　上記により算出した基準年の平均値
<table>
<tr><th>対象物品</th><th>原市場</th><th>平均値（円）</th></tr>
<tr><td>アラビカコーヒー生豆</td><td>東京穀物商品取引所</td><td>１２，０２２</td></tr>
<tr><td>ロブスタコーヒー生豆</td><td>東京穀物商品取引所</td><td>８，２３３</td></tr>
</table>
２．毎営業日の指数値の計算方法
⑴　各銘柄原市場価格÷各銘柄の平均値×1,000　・・・・・（Ａ）
⑵　各銘柄（Ａ）×加重係数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｂ）
</td></tr>
</table>

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	⑶　各銘柄（B）を合算＝指数値 ⑷　小数点第１位を四捨五入する。 ３．指数値の算出基準等 ⑴　原市場価格が本所が公表する時間に未着の場合又は原市場休会等による未発表の場合若しくは、本所において確認できない場合は、当該市場が発表する当該市場の前営業日の市場価格を採用する。ただし、前営業日の市場価格の採用は３営業日を超えることができない。 ⑵　次に該当する場合は、修正係数をもって指数値の算出を行う。 ①　業務規程第11条第１項第２号に基づく構成銘柄に変更が生じたとき。 ②　⑴の規定により、未着、未発表及び未確認の状態が３営業日を超えたとき。 ⑶　修正係数による指数値の算出は、構成銘柄を変更しようとする前営業日の指数値を使用する。 $\frac{\text{旧構成銘柄による指数値}}{\text{新構成銘柄による指数値}}$ ＝修正係数（小数点第６位を四捨五入する。）
附則 １　令和２年９月24日開催の理事会において決議された第１条（商品市場・上場商品等）、第３条（当月限納会日及び取引最終日）、第６条（取引の対象）、第７条（取引の期限）、第８条（現物先物取引の標準品等）、第９条（呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位）、第22条（値幅の制限）、第23条（会員の建玉数量等の制限）、第24条（会員の取引の制限等）、第25条（売買建玉の	（新設）

業務規程変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
解け合い)、第39条（現物先物取引の売買玉の整理の方法)、第43条（売買玉明細の届出)、第44条（総取引高等の公表)、第58条（取引の決済額の通知)、第64条（指定倉荷証券の条件)、第186条（掲示事項)、第188条（天災地変等の場合における特別の措置）及び第188条の２（主務大臣の命令による措置）の変更、第189条（異議の申立て）の新設、第10条（取引の対象）から第18条（呼値、呼値の単位、取引単位及び権利行使単位）まで、第26条（取引の締結方法）から第38条（準用）まで、第45条（指数先物取引の売買玉の整理の方法）から第57条（総取引高等の公表）まで、第89条（受渡しの場所）から第102条（精糖受渡細則）まで、第137条（受渡しの場所）から第153条（冷凍えび受渡細則）まで及び第185条（市況の報告）の削除、第２章における各節の節名、第３章における各節の節名、第４章における各節の節名、第５章における第５節、第６節、第８節及び第９節の節名並びに第182条（違約処理に関する異議の申立て）の削る並びに第５章第７節（粗糖）の同章第５節への繰上げ及び第182条の２（決済方法）の第182条への繰上げは、農林水産大臣の認可の日（令和２年11月10日）から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、前項に規定する日に施行すること適当でないと本所が認める場合は、当該日以降の理事会が定める日に施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、理事会が定める。	

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（定義） 第２条　（略） ⑴　「約定値段」とは、法第２条第３項第１号に掲げる取引（以下「現物先物取引」という。）が成立した呼値当たりの約定値段をいう。	（定義） 第２条　（略） ⑴　「約定値段等」とは、法第２条第３項第１号及び第２号に掲げる取引（以下「現物先物取引等」という。）にあっては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、同項第３号に掲げる取引（以下「指数先物取引」という。）にあっては、約定数値を、同項第４号に掲げる取引（以下「オプション取引」という。）にあっては、取引が成立した呼値当たりの対価の額をいう。
⑵　「取引単位の倍率」とは、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値をいう。	⑵　「取引単位の倍率」とは、現物先物取引等及びオプション取引にあっては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、指数先物取引にあっては、取引単位当たりの数値を約定数値で除した数値をいう。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
（削る）	⑹　「オプション取引における未決済の取引代金」とは、オプション取引における権利行使に伴う差金を含むオプション取引における取引代金の合計額のうち受託会員と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。
⑹～⑺　（略）	⑺～⑻　（略）
⑻　「現金授受予定額」とは、「値洗損益金通算額」及び「売買差損益金」の合計額から、委託手数料（委託手数料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。ただし、１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。）その他委託者が負担すべきものであって受託会員が必要と認めた額を差し引いた額をいう。	⑼　「現金授受予定額」とは、「値洗損益金通算額」、「売買差損益金」及び「オプション取引における未決済の取引代金」の合計額から、委託手数料（委託手数料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。ただし、１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。）その他委託者が負担すべきものであって受託会員が必要と認めた額を差し引いた額をいう。
⑼～⒁　（略）	⑽～⒂　（略）
⒂　「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう。 イ　商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託会員	⒃　「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう。 イ　商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託会員

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（清算参加者である場合に限る。ロにおいて同じ。）を通じてクリアリング機構に預託した上で管理される金銭並びに第９条第１項に規定する有価証券及び倉荷証券（以下この号から第18号までにおいて「金銭等」という。） ロ～ニ　（略） ⑯～㉖　（略） （特定同意等による一任取引の特例） 第６条の４　受託会員は、法第２条第25項に規定する特定委託者（法第197条の４第５項又は第８項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の５第４項又は第６項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第２条第26項に規定する特定当業者（法第197条の８第２項において準用する法第197条の４第５項又は第８項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の９第２項において準用する法第197条の５第４項又は第６項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、第６条第１項各号に掲げる事項（第８号にあっては、値段を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第８号に掲げる事項（値段に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次項において「特定同意」という。）の範囲内で受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。 ２　受託会員は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第６	（清算参加者である場合に限る。ロにおいて同じ。）を通じてクリアリング機構に預託した上で管理される金銭並びに第９条第１項に規定する有価証券及び倉荷証券（以下この号から第19号までにおいて「金銭等」という。） ロ～ニ　（略） ⑰～㉗　（略） （特定同意等による一任取引の特例） 第６条の４　受託会員は、法第２条第25項に規定する特定委託者（法第197条の４第５項又は第８項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の５第４項又は第６項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第２条第26項に規定する特定当業者（法第197条の８第２項において準用する法第197条の４第５項又は第８項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の９第２項において準用する法第197条の５第４項又は第６項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、第６条第１項各号に掲げる事項（第８号にあっては、値段又は約定数値を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第８号に掲げる事項（値段又は約定数値に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次項において「特定同意」という。）の範囲内で受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。 ２　受託会員は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第６

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
条第１項第１号から第５号まで及び第７号から第９号までに掲げる事項（第８号にあっては、値段を除く。）並びに第６号又は第８号に掲げる事項（第８号にあっては、値段に限る。）の一方について同意（第８号にあっては、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。	条第１項第１号から第５号まで及び第７号から第９号までに掲げる事項（第８号にあっては、値段又は約定数値を除く。）並びに第６号又は第８号に掲げる事項（第８号にあっては、値段又は約定数値に限る。）の一方について同意（第８号にあっては、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。
（反対売買による決済） 第15条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（大豆及び小豆にあっては当月限納会日の属する月の14日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこしにあっては当月限納会日の属する月の１日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、粗糖にあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後４時までにその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第３項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値段で転売又は買戻し	（反対売買による決済） 第15条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、指示日（大豆、小豆及び精糖にあっては当月限納会日の属する月の14日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、とうもろこしにあっては当月限納会日の属する月の前月15日（休業日である場合は順次繰り上げる。）、粗糖及び冷凍えびにあっては当月限納会日の属する月の前月末日（休業日である場合は順次繰り上げる。）及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の10日（休業日である場合は順次繰り上げる。）をいう。以下同じ。）に委託者から受託会員が定める決済方法のうちいずれかの指示を受けることができるものとし、当該委託者から指示日の午後４時までにその指示がないとき又はその指示が受託会員が定める決済方法と異なるものであるときは、指示日の翌営業日以降の立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。この場合において、受託会員は、当該取引を転売により処分する場合は業務規程第22条第３項に定める下位の制限値段、買戻しにより処分する場合は同項に定める上位の制限値

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
を行うよう指示されたものとみなす。	段で転売又は買戻しを行うよう指示されたものとみなす。
（削る）	5　受託会員は、委託を受けた指数先物取引で当月限に係るものについて、当該委託者による転売又は買戻しが当月限納会日の前日までに行われないときは、当該当月限納会日の立会において、納会日の前営業日に本所が公表する指数値（最終決済指数）により、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
5　（略）	6　（略）
（取引成立の通知） 第19条　（略） ⑴　（略） ⑵　上場商品構成物品 ⑶　（略） ⑷　限月 ⑸～⑻　（略） ⑼　成立した取引の約定値段（仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段を含む。） ⑽～⑿　（略） （削る） ⒀　仮差引損益金通算額 ⒁　売買差損益金 ⒂　（略） ２～４　（略）	（取引成立の通知） 第19条　（略） ⑴　（略） ⑵　上場商品構成物品若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄 ⑶　（略） ⑷　限月（オプション取引を除く。） ⑸～⑻　（略） ⑼　成立した取引の約定値段等（仕切りの場合にあっては、既に成立していた約定値段等を含む。） ⑽～⑿　（略） ⒀　差引受払金（現物先物取引等及び指数先物取引を除く。） ⒁　仮差引損益金通算額（オプション取引を除く。） ⒂　売買差損益金（オプション取引を除く。） ⒃　（略） ２～４　（略）

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
（委託者に対する定期的な残高の照合等） 第22条　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　決済が結了していない取引の内訳等 イ　（略） ロ　上場商品構成物品 ハ　限月 ニ～チ　（略） （削る） ⑷～⑹　（略） ２～５　（略） 第43条　削除	（委託者に対する定期的な残高の照合等） 第22条　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　決済が結了していない取引の内訳等 イ　（略） ロ　上場商品構成物品若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄 ハ　限月（オプション取引を除く。） ニ～チ　（略） ⑷　オプション料概算額に係る預り金（現物先物取引等及び指数先物取引を除く。） ⑸～⑺　（略） ２～５　（略） （冷凍えびの受渡しによる決済の特例） 第43条　委託者は、冷凍えびの取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。 ２　委託者は、納会日の前営業日午後５時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。 ３　受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。 ⑴　取引の種類

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	⑵　上場商品構成物品の銘柄（生産国名、サイズ及びパッカー） ⑶　限月 ⑷　売付け又は買付け年月日 ⑸　売買枚数 ⑹　出港年月日 ⑺　入港年月日 ⑻　倉庫名 ⑼　倉荷証券番号 ⑽　成立した取引の約定値段 ⑾　格付差金 ⑿　受渡代金 ⒀　受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額 ⒁　諸勘定 ⒂　新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料 ⒃　差引受払金 4　法第220条第１項ただし書きの規定及び法第220条の４の規定は、前項の通知について準用する。 5　第18条第６項及び第７項の規定は、第３項の書面による通知について準用する。 6　前各項に規定する場合のほか、冷凍えびの受渡しに関する必要な事項及び受渡方法の特例については、本所の業務規程及び受渡細則並びにクリアリング機構の業務方法書によるものとする。

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第43条の２から第43条の４まで　削除	**第９章の２　指数先物取引の特例** （指数先物取引） 第43条の２　この章は、指数先物取引の受託について特例を規定する。 ２　この章に定めのないものについては、第１章から第７章までに定めるところによる。 （委託の際の指示） 第43条の３　第６条の規定にかかわらず、委託者は、指数先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。 ⑴　取引の種類 ⑵　上場商品指数の種類 ⑶　限月 ⑷　売付け又は買付けの区別 ⑸　新規又は仕切りの区別 ⑹　枚数 ⑺　取引を行う日時及び約定数値 ⑻　前各号のほか受託会員が定める事項 （指数先物取引の一任売買等の禁止） 第43条の４　指数先物取引の一任売買等の禁止については、第25条第１項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第６条第１項各号」とあるのは「第43条の３第１項各号」と読み替えるものとする。

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第44条から第46条まで　削除	**第10章　粗糖先物オプション取引の特例** 第１節　粗糖先物オプション取引の受託 （オプション取引） 第44条　この章は、粗糖先物オプション取引の受託について特例を規定する。 ２　この章に定めのないものについては、第１章から第７章までに定めるところによる。 （定義） 第45条　本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　「権利行使」とは、現物先物取引に係るオプションを行使することをいう。 ⑵　「権利行使価格」とは、権利行使を行う場合の約定値段として本所が別にあらかじめ設定した価格をいう。 ⑶　「現物先物平均価格」とは、権利行使日において、本所の業務規程に基づき算出されるオプション取引の対象となる現物先物取引における当該限月の約定値段の平均価格をいう。 ⑷　「プットオプション」とは、現物先物平均価格が権利行使価格を下回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させる権利をいう。 ⑸「コールオプション」とは、現物平均価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領すること

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	となる取引を成立させる権利をいう。 ⑹　「オプション銘柄」とは、現物先物取引の上場商品構成物品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。 ⑺　「権利行使の割当て」とは、本所がオプション銘柄の売建玉を有する会員に対し、本所が別に定める方法により按分して権利行使の対象となる売建玉の割当てを行うことをいう。 ⑻　「オプションの売付け」とは、オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。 ⑼　「オプションの買付け」とは、オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。 ⑽　「権利行使差金」とは、権利行使が成立し、又は権利行使の割り当てが行われた場合において、当該権利行使に係る数量又は当該割当てに係る数量1枚ごとに当該権利行使価格と当該営業日における現物先物平均価格との差額に50を乗じて得た額をいう。 ２　オプション取引については、第２条各号の規定を準用する。 （委託の際の指示） 第46条　第６条の規定にかかわらず、委託者は、オプション取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。 ⑴　取引の種類 ⑵　オプション銘柄 ⑶　売付け又は買付けの区別 ⑷　新規又は仕切りの区別

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
第50条から第56条まで　削除	⑸　枚数 ⑹　指値又は成行の区別 ⑺　指値の場合はその値段及び委託注文の有効期限、成行の場合は取引を行う日及び立会時 ２　前項の規定にかかわらず、受託会員が前項第４号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託会員は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。 第２節　（削除） 第３節　オプション取引の決済等 （取引代金の決済等） 第50条　委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託者がオプション取引の新規の買付け又は買戻しの委託を行おうとするときに、委託者から委託に係るオプション銘柄の前日の帳入値段に取引単位の倍率と委託注文枚数を乗じて得た価額（以下「オプション料概算額」という。）の差し入れを受けることができる。この場合において、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	員が指定する日時までに委託者との間で、総取引金額との過不足を精算するものとする。 3　受託会員は、委託者がオプション取引の新規の売付け又は転売を行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までに当該総取引金額を当該委託者に支払うものとする。 4　第１項の規定によるオプション取引の買戻し又は前項の規定によるオプション取引の転売に対当する既存のオプション取引が２以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存のオプション取引の成立の古い順序に従って買戻し又は転売をするものとする。 5　第１項、第２項及び第３項の規定は、第14条第１項、第24条、第24条の２、第24条の３、第26条第１項、第２項若しくは第３項又は第37条の２の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。 （オプション料概算額預り証の発行） 第51条　受託会員は、委託者からオプション料概算額の差し入れを受けるときは、法第220条の４の規定により適用を除外される場合を除き、当該委託者に対して、受託会員の本店、支店その他の営業所又は事務所においてオプション料概算額に係る預り証を発行しなければならない。 2　前項の預り証の記載及び発行の方法については第13条の規定を準用する。 （権利行使による決済） 第52条　オプション取引における権利行使期間は、取引開始日から取引最終日までとする。 2　オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	その都度、次に掲げる事項を権利行使を行う日の午後３時40分までに受託会員に指示するものとする。 ⑴　オプション銘柄 ⑵　権利行使に係るオプション取引の買建玉 ⑶　枚数 ⑷　権利行使を行う日 ３　受託会員は、権利行使が成立したときは、当該権利行使に係る数量を、当該権利行使日に当該委託者のオプション取引の買建玉から減ずるとともに、当該権利行使差金を当該権利行使日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに、当該委託者に支払うものとする。 （権利行使の割当て） 第53条　本所から権利行使の割当てを受けた受託会員は、当該オプション銘柄の売建玉につき、本所から通知を受けた権利行使の割当てに係る内容に基づきそれぞれ取引の成立の古い順序に従って割り当てるものとする。 ２　受託会員は、権利行使の割当てを行ったときは、当該割当てに係る数量を、当該営業日に売建玉から減ずるとともに、権利行使差金を権利行使の割当てを行った日の翌営業日の正午までの受託会員の指定する日時までに、当該委託者から徴収するものとする。 ３　第１項の規定に基づき権利行使の割当てを受けた委託者は、異議を申し立てることができない。 （オプションの失効） 第54条　受託会員は、取引最終日の15営業日前から７営業日前までの間に、該

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	当するオプション取引の買建玉を有する委託者に対し、権利行使期間満了の日を通知するものとする。 ２　権利行使期間満了の日において、第52条第２項に規定する権利行使の指示がなかったプットオプション又はコールオプションは失効し、消滅するものとする。 （委託手数料） 第55条　委託者は、オプション取引が成立した場合（第14条第１項、第24条、第24条の２、第24条の３、第26条第１項、第２項若しくは第３項又は第37条の２の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。 （預託金等による債務の弁済） 第56条　第18条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第２項中「第12条」とあるのは「第12条及び第50条第３項」と読み替えるものとする。 第４節　オプション取引の委託者に対する通知等 （権利行使による決済の通知） 第58条　受託会員は、第52条第２項の規定により権利行使が行われたときは、法第220条第１項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220
第58条から第62条まで　削除	

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	条の４の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を当該委託者に通知しなければならない。 ⑴　取引の種類 ⑵　オプション銘柄 ⑶　権利行使を行ったオプションの買付けに係る取引 ⑷　枚数 ⑸　権利行使の行われた日 ⑹　現物先物平均価格 ⑺　権利行使差金 ⑻　委託手数料 ⑼　預り証拠金の残高 ２　第19条第２項から第４項までの規定は、本条に定める通知において準用する。 （権利行使の割当てによる決済の通知） 第59条　受託会員は、第53条第１項の規定により権利行使の割当てが行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を当該割り当てられたオプション取引の売方である委託者に通知しなければならない。 ⑴　取引の種類 ⑵　オプション銘柄 ⑶　権利行使の割当てを行ったオプションの売建玉 ⑷　枚数

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	⑸　権利行使の割当てが行われた日 ⑹　現物先物平均価格 ⑺　権利行使差金 ⑻　委託手数料 ⑼　預り証拠金の残高 ２　第19条第２項から第４項までの規定は、本条に定める通知において準用する。ただし、この場合において、第53条第１項の規定に基づき権利行使の割当てが行われたことに対しては異議を申し立てることができない。 第60条・第61条　（削除） （オプション取引の一任売買等の禁止） 第62条　オプション取引の一任売買等の禁止については、第25条第１項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第６条第１項各号」とあるのは「第46条第１項各号」と読み替えるものとする。 第５節　粗糖組合せ取引 （粗糖組合せ取引） 第63条　委託者は、粗糖組合せ取引（一つの現物先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けと、その損失を限定させることとなる一又は複数のオプション取引の売付け又は買付けを組み合わせて行う取引であって、かつ、本所が定める粗糖組合せ取引実施要領により行われるものをいう。）を受託会員に委託することができる。
第63条　削除	

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
	2　委託者は、新たに粗糖組合せ取引を委託するときは、あらかじめその旨を書面をもって受託会員に通知しなければならない。 3　委託者は、粗糖組合せ取引を委託するときは、第６条又は第46条の規定による指示において、併せて、その取引が粗糖組合せ取引である旨を指示しなければならない。 4　受託会員は、委託を受けた粗糖組合せ取引が成立したときにあっては第19条第１項の規定による通知において、委託を受けた粗糖組合せ取引を決済したときにあっては第19条、第58条若しくは第59条の規定による通知において、併せて、その取引が粗糖組合せ取引である旨を通知しなければならない。
第10章　EFP取引の特例	**第11章　EFP取引の特例**
第11章　立会外取引の特例	**第11章の２　立会外取引の特例**
第12章　直接接続方式による取引の特例	**第11章の３　直接接続方式による取引の特例**
第13章　特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例	**第12章　特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例**
（特定の勧誘に基づく契約） 第69条　（略） 2　この章に定めのないものについては、第１章から前章までに定めるところによる。	（特定の勧誘に基づく契約） 第69条　（略） 2　この章に定めのないものについては、第１章から第11章までに定めるところによる。
第14章　商品先物取引及び金融商品デリバティブ取引に係る証拠金等の一体	**第13章　商品先物取引及び金融商品デリバティブ取引に係る証拠金等の一体**

受託契約準則変更対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変　　更	現　　行
管理の特例 附則 1　令和２年９月24日開催の理事会において決議された第２条（定義）、第６条の４（特定同意等による一任取引の特例）、第15条（反対売買による決済）、第19条（取引成立の通知）、第22条（委託者に対する定期的な残高の照合等）、第43条（冷凍えびの受渡しによる決済の特例）及び第69条（特定の勧誘に基づく契約）の変更、第43条（冷凍えびの受渡しによる決済の特例）から第46条（委託の際の指示）まで、第50条（取引代金の決済等）から第56条（預託金等による債務の弁済）まで、第58条（権利行使による決済の通知）、第59条（権利行使の割当てによる決済の通知）、第62条（オプション取引の一任売買等の禁止）及び第63条（粗糖組合せ取引）の削除、第９章の２（指数先物取引の特例）の章名、第10章（粗糖先物オプション取引の特例）の章名及び同章における各節の節名の削る並びに第11章（EFP取引の特例）以降の章名の繰上げ及び整理は、農林水産大臣の認可の日（令和２年11月10日）から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、当該日以降の理事会が定める日に施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、理事会が定める。	**管理の特例** （新設）

○農林水産省告示第二千百七十七号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十五条第一項及び第百五十六条第一項の規定に基づき、大阪堂島商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款、業務規程及び受託契約準則の変更の認可の処分をしたので、同法第三百五十二条第七号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和二年十一月十日

農林水産大臣　野上浩太郎

一　商品市場を開設する者

大阪堂島商品取引所

二　廃止する上場商品及び上場商品指数

農産物市場（大豆（Ｎｏｎ－ＧＭＯ大豆をいう。）、水産物市場（冷凍えびをいう。）、砂糖市場（精糖をいう。）及び農産物・飼料指数市場（国際穀物等指数及びコーヒー指数をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第百五十五条第一項及び第百五十六条第一項の規定に基づき、大阪堂島商品取引所の上場商品及び上場商品指数から農産物市場（大豆（Ｎｏｎ－ＧＭＯ大豆）、水産物市場（冷凍えび）、砂糖市場（精糖）及び農産物・飼料指数市場（国際穀物等指数及びコーヒー指数）を廃止する旨の定款、業務規程及び受託契約準則の変更の認可の処分をしたため。

○農林水産省経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第二（第四十八条関係）

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			（削る。）	（削る。）
			大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	砂糖市場	三千枚	（削る。）	（削る。）
			粗糖	二十枚
	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）

改正前

別表第二（第四十八条関係）

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			大豆（Ｎｏｎ－ＧＭＯ大豆）	五十枚
			大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
	水産物市場	二千七百枚	冷凍えび	二十枚
	砂糖市場	三千枚	精糖	二十枚
			粗糖	二十枚
	農産物・飼料指数市場	八百枚	国際穀物等指数	五十枚
			コーヒー指数	五十枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。